

再審法制を問う

①

九州には冤罪(えんざい)が疑われながら死刑が執行され、再審無罪を目指す事件が3件ある。うち審理が続く飯塚事件の再審請求審では、決定的な証明力を期待されて登場したDNA鑑定の評価について裁判所自身が問われている。

事件ではDNAの再鑑定で当初の検査の誤りが判明した足利事件(2010年再審無罪確定)と同じ検査法を立件時、科学警察研究所の同一鑑定人らが実施していた。死刑執行は足利事件の再審請求審で再鑑定が決まった直後で、刑の確定からわずか2年後だった。被害者からの鑑定試料は当初は十分な量はあったという証言もあるが、鑑定で大部分を使い切っていた。後の再試験を可能にする科学鑑定の前提を欠く措置だった。

再審請求審は科警研の鑑定自体が検証対象になった

DNA鑑定 検証に壁

が、この過程で発見したのが証拠データの工作だ。弁護側がDNA検査結果の元フィルムを取り寄せると、証拠提出された画像はカットされており、そこには被害者や元死刑囚以外、つまり真犯人の可能性がある型のDNAが検出されている。また画像の光量を暗くする一方でカラーマーカー

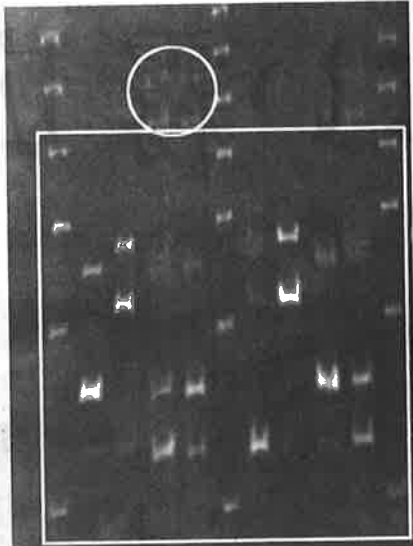
で目立たせるよう手が加えられていた。矛盾する部分を分からなくし、判別できない検出部分を強調する意図が疑われる。

非公開審理は裁判官次第

主任弁護人の岩田務弁護士は日本で初めてDNA鑑定写真を提出した」と公判

▼飯塚事件 1992年、行方不明だった福岡県飯塚市内の小学1年の女兒2人が朝倉市内の山中で遺体で見つかった。久間三千年・元死刑囚(執行時70)が殺人罪などで起訴され、2006年に死刑確定、08

年執行された。元死刑囚は一貫して否認。どれも決定的でない状況証拠のみだったが、DNA鑑定が事実上、強く影響した。元死刑囚の妻が09年に再審請求、14年請求棄却、18年2月抗告棄却。最高裁に特別抗告中。



証拠提出された鑑定写真は□部分のみで、真犯人の型の可能性を示す○内の部分はカットされていた。弁護団提供

広角鋭角

で認め無罪となった。飯塚事件について岩田弁護士は「再試験や検証を可能にする試料や記録保存は科学の前提。ましてや結論に導くために都合よく加工するのはそれ以前」と語る。

福岡高裁までの再審請求審では弁護側の主張の一部をいれ、DNA鑑定の信用性の評価を下げたが、問題の画像は「実験で生じる工

ラーと確かめた」とする科警研の言い分を認めた。裏付けとなる実験ノートや他のフィルムは鑑定人の退官や私物を理由に処分されたとして開示していない。再審請求審は裁判官の指揮で検察、弁護側が加わり非公開で進む。請求人の同意も認められず、裁判官の交代も通知されない。飯塚事件の即時抗告審では死刑判決を出した裁判官が審理に加わっており、公平性も疑われている。密室である研究室での鑑定の可否を、密室の再審請求審で検証することの限界が浮かぶ。

裁判官の力量や過去の判決に向き合う姿勢に左右される再審開始判断の実態は「再審格差」とも言われる。再審請求審の手続きの定めがないことなどに原因がある。弁護士や研究者が加わる九州再審弁護団連絡会(世話人・八尋光秀弁護士)が制度見直しを求めて国会や全国の再審事件関係者への働きかけを始めた。九州の現場から検証する。

再審法制を問う

②

熊本県玉名市の仏教寺院「生命山ニューバイツアー寺」の住職、古川龍樹さん(58)は、1947年に起きた福岡事件の西武雄・元死刑囚(執行時60)の再審を求める運動に取り組んでいる。

先代で父の故泰龍氏から受け継いだ活動だ。昨年、発生から70年。死刑執行から42年が経過している。

戦後の混乱期、警察は過酷な拷問捜査を継続し、自白を強要した。同様の捜査は数多くあり、1960年代に入ると終戦直後の一定期間の死刑判決事件を対象とする再審特例法案が国会に提出される。

政府は6事件7人に積極的な恩赦適用を表明。福岡事件では実行犯とされた故石井健治郎元死刑囚(89年に仮釈放)は死刑から無期懲役に減刑されたが、首謀者とされた西元死刑囚は同じ日に処刑された。

「疑わしきは被告人の

無念の思い 誰が晴らす

限定される請求人

利益に」は、再審にも適用される」と判断し、冤罪(えんざい)救済に道を広げた最高裁の白鳥決定が出た直後だった。再審請求してお

らず恩赦が適用された他の2事件2人を除く対象事件奪われた。

の元被告らは再審請求を継続、2人は生存中に無罪となった。唯一、刑が執行された西元死刑囚は新判断のた。托鉢(たくはつ)姿で

▼福岡事件 1947年、福岡市で華僑の大物とされる人物を含む2人の射殺体が見つかり、西元死刑囚ら日本人7人による強盗殺人事件とされた。客観的証拠がなく、公判でも全員が否認したが、新刑事訴訟法が適用された一審以降も

審理の見直しはされなかった。銃撃戦との思い違いから発砲したと認めた石井元死刑囚は「捜査では否認する西さんが逆さづりにされ、それを目の当たりに6人は調書に署名させられた」と語っている。

下の裁判やり直しの道を全国行脚、再審請求を支援してきた。

「私はわらじがぬがれない(ぬげない)」と故人の無念の遺志を継ぎ、死刑執行後も再審を求めている泰龍氏の運動が実を結ぶのは、世紀が変わってからだった。再審事件に取り組む八尋光秀弁護士らは99年に弁護団を結成。2000年に亡くなった泰龍氏が残してきた膨大な資料などを分析し、遺族を探し仮出獄した石井元死刑囚らと05年に再審請求した。



福岡事件70年キャンペーン報告集会で話す古川龍樹さん

(昨年12月、東京都千代田区)

広角鋭角

に亡くなり手続きが終了、残る共犯とされた元被告の親族の請求も09年に最高裁に棄却された。本人が死亡した場合に再審請求できるのは配偶者や直系親族、兄弟姉妹に限定される。だが仮に遺族が健在でも請求には有形無形の大きな負担がのしかかる。事実上、再審を求める権利が保障されていない実態がある。国が自ら誤りを正すために検察官は請求人になれるが機能していない。弁護士会などが公的請求人になれる制度がないことは再審法制の不備といえる。 ようやく開いた再審への手掛かりが再び閉じてしまったが、龍樹さんは「再審法の整備という目標に向け、西さんや父の無念の思いを引き継ぐ」と語る。事件70年の17年は全国70力所超の会場で集会を開いた。八尋弁護士は「戦後の混乱期で『もう昔の事件』と考える人もいるが、日本の刑事裁判の骨格は変わっておらず冤罪の原典。総括が必要だ」と指摘する。

再審法制を問う

③

かつて1700人のハンセン病患者が入所していた「国立療養所菊池恵楓園」(熊本県合志市)には現在、230人弱が暮らす。完治後も後遺症が残るなどの事情で施設外の生活が困難な人たちが。平均年齢は80歳を超える。

差別や偏見に対し入所者は自治会をつくり、団結し声を上げてきた。闘いは今も続く。一貫して無実を訴えながらハンセン病隔離法廷(特別法廷)で有罪とされ、1962年に死刑執行された元入所者の男性(執行時40)の冤罪(えんざい)を晴らすことだ。菊池事件と呼ばれる。自治会長の志村康さん(85)はそのための国に対する損害賠償訴訟の原告の一人だ。

裁判には前哨戦がある。男性の再審実現のため、全国ハンセン病療養所入所者協議会などが検事総長に対し、国が自ら菊池事件の再

正されぬ差別的裁判



療養所内に設置された医療刑務支所の様子を説明する志村会長(1月、熊本県合志市の菊池恵楓園)

広角鋭角

60年には隔離規定は合理性を全く欠き、違憲状態だった」とした熊本地裁のらい予防法違憲国家賠償訴訟判決(2001年)だ。

裁判所も1948年から72年まで95件の患者の裁判について療養所内などの隔離施設に特別法廷を設置し裁いた。2016年に過ちをようやく認め、最高裁は差別を助長したとして謝罪なら正し謝罪すべきだ」

「憲法違反」主張を認めず

果たせる規定があり、「憲法で認められた人権保障の手續きを欠いて裁かれたこのケースこそ、規定を生かすべきだ」(弁護士)の遠矢洋平弁護士)。しかし検察

は応じず、今の裁判はこの違法性を問う。ハンセン病はすでに戦前から感染力は強くないと知られていたうえ、戦後は特

効薬が開発された。にもかかわらず国はすべての患者の隔離政策を強力に継続した。この誤りが明確に認定されたのが「遅くとも19

審を請求するよう求めた。社会の偏見や差別が解消しない中で親族らは手を上げられないからだ。

検察官も請求人の役割を

死に、これも男性の犯行とされ57年に死刑判決が確定

した。「再審で偏見差別的解消を図るのは国の義務で、原告らの被害回復にもつながらず」(遠矢弁護士)逮捕時に発砲され重傷を負い、鎮痛のため麻薬を投与された男性の自白に基づくなど菊池事件は事実認定を誤り無実の可能性があるが、それを許した裁判のあり方も同時に問われる。通常の裁判では憲法違反が上訴の要件の一つになっているのに、再審開始にはこれが明記されていない点も見直されるべきだ、という。

▼菊池事件 1951年、熊本県内で地元役場の職員が自宅にダイナマイトを投げ込まれた。ハンセン病の入所者を受け入れた逆恨みの犯行として男性が起訴され、翌年逃亡中にこの職員が何者かに刃物で切られ死亡。これも男性の犯行とされ57年に死刑判決が確定

した。「再審で偏見差別的解消を図るのは国の義務で、原告らの被害回復にもつながらず」(遠矢弁護士)

再審法制を問う

④

2017年6月に鹿児島

地裁が2度目の再審開始決定を出した大崎事件の元被告、原口アヤ子さんは90歳だ。体調が弱りだしたので3年半前から介護施設で暮らす。最初の決定は2002年の第1次請求審。今回は第3次請求審で、この間15年を費やした。

が、なお再審公判にたどり着かない。検察官が今回も即時抗告したからだ。長い年月をかけてようやく開始決定が出て検察官はほぼ機械的に抗告を繰り返す。14年に再審開始決定が出た袴田巖さん(81)も現在、身柄拘束まで解かれてくるのに即時抗告審が続く。

原口さんは一貫して無罪を主張、10年間の服役中もその姿勢は変わらず満期出所となった。その間に両親は亡くなり、出所後は一人暮らしだった。

宮崎県串間市の元国鉄職

繰り返される検察官抗告



大崎事件の現場を案内する支援者の武田さん

広角鋭角

戦前の刑事訴訟法で再審は無罪の者を有罪とする方向にも適用されたが、新憲法によって再審は無罪や減刑判決という利益再審に限定された。公益の立場から再審請求人にもなれる検察官は、再審開始に協力する立場でもある。「現状は再審裁判が始まる前から一方当事者として証拠を出し渋り、積極的に反対立証している実態がある。本来の再審制度にとって弊害になっている」(鴨志田弁護士)

規定はない。原口さんの弁護人、鴨志田祐美弁護士は「通常の裁判は検察、弁護双方在主張・立証しあい、裁判官が判定する当事者主義をとっている。しかし再審裁判の前段階の手続きである再審請求審は裁判官の権限で審理が進められ、通常の裁判とは構造が異なる」と指摘する。

かすむ「被害救済」の視点

員、武田佐俊さん(74)は同じ大隅半島を舞台に起きた選挙違反の冤罪(えんざい)事件、志布志事件(07年全員無罪判決で確定)の支援を機に出会って以来、原口さんに寄り添ってきた。毎週、弁当持参で訪問。話し相手になり、買い物や病院通いを手助けした。

車に乗せて連れて行き街頭宣伝活動も一緒だった。車中では「私はやっていない」と事件のことを何度も話していたという。好きな歌を聞くと「私は好きでない」と言った。「冤罪事件が原口さんに歌と無縁な生活も

強いていたと感じた」と武田さんは話す。当たり前のように繰り返される再審請求審での検察官の抗告は、そもそもの位置づけられるのか。刑事訴訟法は抗告制度を設けているが、「誰が」の

日本が参考にしたドイツでは戦後、検察官抗告を禁止しており、九州再審弁護団連絡会も検察官抗告制度の禁止を訴える。

原口さんの第3次再審請求審は請求から2年弱と比較的短期間に結論が出た。福岡高裁宮崎支部の抗告審決定も12日に出る。毎年実施してきた支援者の事件現場の視察は昨年を最後に続きはこれ以上長引かせてはいけないという覚悟の表れ」と武田さんは話す。

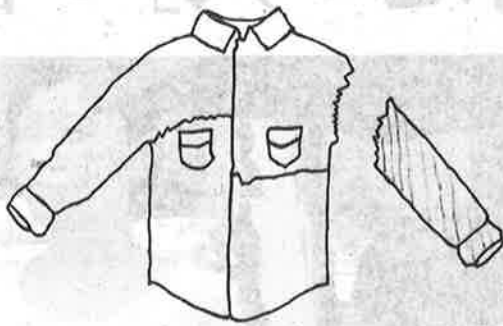
再審法制を問う

⑤

公判段階で供述を翻し無罪主張に転じた松橋(まっせ)事件の元被告、宮田浩喜さん(84)の主任弁護士、三角恒弁護士が、再審請求の準備を始めたのは最高裁で刑が確定して間もなかった。しかし判決の記録などの分析を進めても再審開始につなげられる「新規・明白な証拠」への糸口がなかなか見いだせない。5年ほどたった頃、突破口が開かれる。「裁判に出でてこない証拠を見なければ」と熊本地検に証拠類の閲覧を申請すると証拠物については許可が下りた。倉庫から衣装ケースのような箱に入った証拠品が部屋いっぱいにはびこっていた。

弁護団は決定的な無実の「証拠」を見つけた。被害者を刺した際に凶器の柄に巻き、焼却したはずの布切れが含まれていたのだ。供述通りのシャツの左袖で、残りの部分とびたりとつな

証拠開示が突破口に



犯行後に燃やされたはずのシャツの左袖部分が保管証拠物の中から見つかった—弁護団の説明資料から

検察への義務付け急務

刺し傷の痕と犯行に使われたとされる小刀との不一致も再審開始の決め手となったが、被害者の当時の着衣が閲覧できたため、詳細な鑑定が可能となった。凶器の小刀は自白に基づき特定された。ところが木製の柄の部分も含め血痕は一切検出されない。布切れ

を巻いて刺した、という供述に矛盾する。また軍手もはめていて、犯行後に川に捨てたことになってた。宮田さんが現場検証で捨てた場所を指し示すビデオも撮影されていた。川をさらったが、見つかったのは事件と無関係な軍手ばかり。すると宮田さんが家で布切れと一緒に燃やしたと供述を交える。裁判になれば分かってもうえんと虚偽自白に陥る典型

▼松橋事件 1985年に熊本県松橋町(現宇城市)の住宅で男性の刺殺体が発見。2日前の新年会に参加した宮田浩喜さんが口論になった腹いせに、帰宅後小刀を持って戻り刺した犯行とされた。90年に最高裁で懲役13年の実刑が確定、服役した。2012年に成年後見人が再審請求、16年に熊本地裁が再審開始決定、17年に福岡高裁もこれを維持。検察側が特別抗告中。

広角鋭角

第1277集は編集委員の田原和政が担当しました。

(第1277集おわり)

「確定した事件に関する証拠品の閲覧の定めはない」(法務省)といい、弁護団がこれらを閲覧し、事件の全容を早くから把握できた松橋事件の再審請求審の展開はまれなケース。それだけに刑事裁判全体における証拠や証拠品の開示、さらに保管や管理などの問題点も再審裁判が浮き彫りにしている。

これらの「物証」を押さえたことが、後に再審請求審開始後の供述調書や鑑定書など証拠開示の請求で終始、抵抗する検察側を圧倒し、裁判所の開示勧告につながる。証拠が否定され自白の信用性が揺らいだ。再審請求審は検察側の未開示の証拠が審理の行方を大きく左右してきた。手持ち証拠と呼ばれ、有罪立証に都合が悪いと判断したものが含まれている場合が少なくないからだ。もともと開示を促しやすい」と指摘する。